

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和5年9月14日

品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	登録・認定に適用する上限		一般栽培レベル		備考	
				化学窒素量 投入上限	化学合成 農薬使用 回数上限	1作当たり投入量 (一般栽培レベルの7割)	1作当たり投入量		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)				
野菜類	いちご	01	ポット促成	12.6 kg/10a	29 回	18.0 kg/10a	41 回		
		02	種子繁殖型(よつぼし等・促成栽培)	15.4 kg/10a	34 回	22.0 kg/10a	48 回		
	トマト	00	一般	19.6 kg/10a	20 回	28.0 kg/10a	28 回		
		01	促成(8-10月播種 9-11月定植 7月収穫終了)	22.4 kg/10a	29 回	32.0 kg/10a	41 回		
		02	半促成(10-12月播種 12-2月定植 7月収穫終了)	19.6 kg/10a	23 回	28.0 kg/10a	32 回		
		03	抑制(6-7月播種 7-8月定植 1月収穫終了)	16.8 kg/10a	19 回	24.0 kg/10a	27 回		
		04	長期抑制	26.6 kg/10a	33 回	38.0 kg/10a	47 回		
		05	低段密植Ⅰ型 (3-5月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	—	15 回	—	21 回	※	
		06	低段密植Ⅱ型 (6-8月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	—	16 回	—	22 回	※	
		07	低段密植Ⅲ型 (9-11月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	—	15 回	—	21 回	※	
	08	低段密植Ⅳ型 (12-2月播種、3-5段収穫、養液栽培、4000本/10a以上)	—	14 回	—	20 回	※		
	03 キャベツ	01	秋(7-8月播種 10-11月中旬収穫)	21.0 kg/10a	16 回	30.0 kg/10a	22 回		
		02	冬(8-9月播種 11月下旬-2月収穫)	19.6 kg/10a	15 回	28.0 kg/10a	21 回		
		03	早春(9-11月播種 3-4月収穫)	16.8 kg/10a	8 回	24.0 kg/10a	11 回		
		04	晩春(12-3月播種 5-6月収穫)	15.4 kg/10a	9 回	22.0 kg/10a	12 回		
	04	なばな	00	一般	28.0 kg/10a	12 回	40.0 kg/10a	16 回	
	05	ねぎ	00	一般	21.0 kg/10a	17 回	30.0 kg/10a	24 回	
			01	ハウス	14.0 kg/10a	12 回	20.0 kg/10a	16 回	
	06	たかな	00	一般	21.0 kg/10a	9 回	30.0 kg/10a	12 回	
	07	たまねぎ	00	一般	17.5 kg/10a	12 回	25.0 kg/10a	16 回	
	08	にんじん	01	冬播(夏穫)	17.5 kg/10a	10 回	25.0 kg/10a	14 回	
			02	夏播(冬穫)	14.0 kg/10a	10 回	20.0 kg/10a	14 回	
	09	ばれいしょ	01	夏穫	14.0 kg/10a	10 回	20.0 kg/10a	14 回	
			02	秋穫	10.5 kg/10a	10 回	15.0 kg/10a	14 回	
	10	だいこん	00	一般	15.4 kg/10a	12 回	22.0 kg/10a	16 回	
	11	ほうれんそう	00	一般	14.0 kg/10a	6 回	20.0 kg/10a	8 回	
	12	はくさい	01	秋冬作	25.2 kg/10a	21 回	36.0 kg/10a	30 回	
	13	さといも	00	一般	18.2 kg/10a	7 回	26.0 kg/10a	10 回	
	14	さつまいも	00	一般	3.5 kg/10a	7 回	5.0 kg/10a	10 回	
	15	なす	00	一般	35.0 kg/10a	21 回	50.0 kg/10a	30 回	
			01	促成	42.0 kg/10a	23 回	60.0 kg/10a	32 回	
			02	抑制	35.0 kg/10a	27 回	50.0 kg/10a	38 回	
	16	すいか	00	一般	17.5 kg/10a	14 回	25.0 kg/10a	20 回	
	17	かぼちゃ	00	一般	12.6 kg/10a	14 回	18.0 kg/10a	20 回	
	18	きゅうり	00	一般	21.0 kg/10a	21 回	30.0 kg/10a	29 回	
			01	半促成	31.5 kg/10a	33 回	45.0 kg/10a	47 回	
			02	抑制	31.5 kg/10a	35 回	45.0 kg/10a	49 回	
	19	さやえんどう	00	一般	9.8 kg/10a	10 回	14.0 kg/10a	14 回	
	20	かぶ	00	一般	21.0 kg/10a	10 回	30.0 kg/10a	14 回	
	21	さやいんげん	00	一般	14.0 kg/10a	9 回	20.0 kg/10a	12 回	
	22	えだまめ	00	一般	7.0 kg/10a	9 回	10.0 kg/10a	12 回	
	23	ブロッコリー	01	秋冬穫	22.4 kg/10a	10 回	32.0 kg/10a	14 回	
			02	春夏穫	22.4 kg/10a	10 回	32.0 kg/10a	13 回	※
	24	いせいも等	00	一般	23.8 kg/10a	17 回	34.0 kg/10a	23 回	
	25	ピーマン	00	一般	21.0 kg/10a	19 回	30.0 kg/10a	26 回	
			01	半促成(播種11-12月、定植2-3月、収穫4-9月)	23.8 kg/10a	12 回	34.0 kg/10a	16 回	
	26	レタス	00	一般	14.0 kg/10a	14 回	20.0 kg/10a	20 回	
	27	モロヘイヤ	00	一般	19.6 kg/10a	6 回	28.0 kg/10a	8 回	
	28	こまつな	01	周年 施設・露地	9.8 kg/10a	6 回	14.0 kg/10a	8 回	
29	メロン	00	一般	16.1 kg/10a	24 回	23.0 kg/10a	34 回		
		01	施設	16.1 kg/10a	18 回	23.0 kg/10a	25 回		
30	スイートコーン	00	一般	21.0 kg/10a	7 回	30.0 kg/10a	10 回		
31	非結球アブラナ科	00	一般	14.0 kg/10a	6 回	20.0 kg/10a	8 回	※、注1)	
		01	ミズナ	19.6 kg/10a	7 回	28.0 kg/10a	10 回		
		02	チンゲンサイ	10.5 kg/10a	10 回	15.0 kg/10a	14 回		
32	オクラ	01	露地 普通	17.5 kg/10a	7 回	25.0 kg/10a	10 回		
33	非結球レタス	00	一般	10.5 kg/10a	8 回	15.0 kg/10a	11 回	※、注2)	
		01	秋冬作	19.6 kg/10a	9 回	28.0 kg/10a	12 回	注2)	
34	ミニトマト	00	一般	19.6 kg/10a	21 回	28.0 kg/10a	29 回		
		01	促成長期	33.6 kg/10a	28 回	48.0 kg/10a	40 回		
35	みつば	01	水耕	—	7 回	—	10 回	※	
36	にんにく	00	一般	14.0 kg/10a	14 回	20.0 kg/10a	20 回		
37	まこもたけ	00	一般	15.4 kg/10a	3 回	22.0 kg/10a	3 回		
38	にら	00	一般	25.9 kg/10a	10 回	37.0 kg/10a	14 回		
39	とうがらし類	01	ししとう、甘長とうがらし、とうがらし	35.0 kg/10a	17 回	50.0 kg/10a	24 回		
40	ごぼう	00	一般	14.0 kg/10a	9 回	20.0 kg/10a	12 回		
41	アスパラガス	00	立基栽培	29.4 kg/10a	14 回	42.0 kg/10a	20 回		
42	にがうり	00	一般	21.7 kg/10a	15 回	31.0 kg/10a	21 回		
44	ウコン	00	一般	11.2 kg/10a	1 回	16.0 kg/10a	1 回	※	
45	はつかだいこん	00	一般	9.8 kg/10a	5 回	14.0 kg/10a	6 回	※	
46	なたね	00	一般	8.4 kg/10a	3 回	12.0 kg/10a	3 回		
47	ズッキーニ	00	一般	28.0 kg/10a	8 回	40.0 kg/10a	11 回	※	
48	セリ科葉菜類	00	一般	14.0 kg/10a	7 回	20.0 kg/10a	9 回	※、注3)	
49	しそ科葉菜類	00	一般	14.0 kg/10a	8 回	20.0 kg/10a	11 回	※、注4)	

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和5年9月14日

品目番号	対象農作物	区分番号	作型区分	登録・認定に適用する上限		一般栽培レベル		備考
				化学窒素量投入上限	化学合成農薬使用回数上限	1作当たり投入量	1作当たり投入量	
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(一般栽培レベルの7割)		
野菜類	50 葉菜類幼植物	00	一般	7.0 kg/10a	2 回	10.0 kg/10a	2 回	※、注5)
	301 しょうが	00	一般	21.0 kg/10a	14 回	30.0 kg/10a	20 回	
	302 カリフラワー	00	一般	22.4 kg/10a	10 回	32.0 kg/10a	14 回	
	303 たらのき	00	一般	5.6 kg/10a	4 回	8.0 kg/10a	5 回	※、注6)
果樹類	51 温州みかん	01	全域(東紀州地域を除く)	15.4 kg/10a	20 回	22.0 kg/10a	28 回	
		02	東紀州地域	15.4 kg/10a	23 回	22.0 kg/10a	32 回	
	52 中晩柑類	00	一般	29.4 kg/10a	19 回	42.0 kg/10a	27 回	
	53 なし	00	一般	21.0 kg/10a	38 回	30.0 kg/10a	53 回	
	54 ぶどう	01	大粒種ブドウ	11.9 kg/10a	33 回	17.0 kg/10a	47 回	
		02	小粒種ブドウ	12.6 kg/10a	26 回	18.0 kg/10a	37 回	
	55 かき	00	一般	17.5 kg/10a	17 回	25.0 kg/10a	23 回	
	56 うめ	00	一般	14.0 kg/10a	11 回	20.0 kg/10a	15 回	
	57 キウイフルーツ	00	一般	14.0 kg/10a	11 回	20.0 kg/10a	15 回	
	58 いちじく	00	一般	14.0 kg/10a	20 回	20.0 kg/10a	28 回	
	59 びわ	00	一般	21.0 kg/10a	7 回	30.0 kg/10a	9 回	
	60 いちよう(種子)	00	一般	9.8 kg/10a	5 回	14.0 kg/10a	6 回	
	61 ブルーベリー	00	一般	6.3 kg/10a	6 回	9.0 kg/10a	8 回	
	62 青パパイア	00	一般	19.6 kg/10a	9 回	28.0 kg/10a	12 回	※
穀類 (雑穀含)	71 水稲	01	コシヒカリ 全域(伊賀地域を除く)	5.2 kg/10a	12 回	7.4 kg/10a	16 回	
		02	コシヒカリ 伊賀地域	5.2 kg/10a	13 回	7.4 kg/10a	18 回	
		03	その他品種 全域(伊賀地域を除く)	7.7 kg/10a	12 回	11.0 kg/10a	16 回	
		04	その他品種 伊賀地域	7.7 kg/10a	13 回	11.0 kg/10a	18 回	
	75 小麦	01	農林61号	9.1 kg/10a	6 回	13.0 kg/10a	8 回	
		02	あやひかり	9.8 kg/10a	6 回	14.0 kg/10a	8 回	
		03	ニシノカオリ・タマイズミ	11.9 kg/10a	6 回	17.0 kg/10a	8 回	
		04	もち姫	11.2 kg/10a	6 回	16.0 kg/10a	8 回	※
	76 大麦	00	一般	12.4 kg/10a	6 回	17.6 kg/10a	8 回	
	91 ごま	00	一般	8.4 kg/10a	3 回	12.0 kg/10a	3 回	
92 大豆	00	一般	4.9 kg/10a	6 回	7.0 kg/10a	8 回		
93 そば	00	一般	3.5 kg/10a	2 回	5.0 kg/10a	2 回		
94 ハトムギ	00	一般	16.7 kg/10a	9 回	23.8 kg/10a	12 回		
95 えごま	00	一般	3.5 kg/10a	0 回	5.0 kg/10a	0 回	※	
茶	81 茶	01	普通煎茶	38.5 kg/10a	14 回	55.0 kg/10a	20 回	
		02	かぶせ茶 (摘採前に7日間前後、寒冷紗等によって覆ったもの)	45.5 kg/10a	14 回	65.0 kg/10a	20 回	

少数以下第2位切上 少数以下第1位切上

○特別規定を次の通り定める。

「殺菌剤 オクトクロス [金属銀剤]に関する成分回数カウント方法」

- 対象 : 栽培基準表にある品目でオクトクロスの登録対象となるもの(野菜類(水耕栽培))
 一般栽培レベル: 栽培基準表に定める各品目・作型の値とする。
 評価方法 : 使用成分回数のカウント方法を以下の通りとする。
 a 分割投入した場合も同一作に対する投入であれば1回とする。
 b 剤の投入を行った同一の養液において、異なる品目または作型の作付けを行った場合は、それぞれの品目(作型)で1成分回数としてカウントする。

- ◎ベッド栽培については、化学合成農薬の投入量のみが対象となります。
- ◎投入資材の上限については、「化学窒素・化学合成農薬の考え方」を参照してください。
- ◎化学窒素量の投入上限は、化学窒素のみ対象です。有機態窒素は含みません。
- ◎「00露地一般」とは他に指定された作型区分以外のすべての作型を含みます。
- ◎伊賀地域とは、伊賀市、名張市をいいます。
- ◎東紀州地域とは、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町をいいます。
- ◎備考欄に※印のあるものは、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度独自の基準です。
(「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン(農林水産省制定)」に基づく三重県の慣行レベルではありません。)

- 注1)「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)表1 適用農作物のうち食用又は飼料用に利用される農作物」(以下、「農薬の適用農作物等の名称」とする。)において、「非結球あぶらな科葉菜類」に含まれる作物で、莖葉(花茎がのびだす前のもの)を収穫するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。
- 注2) 農薬の適用農作物等の名称において、「非結球レタス」に含まれる作物を対象とする。
- 注3) 農薬の適用農作物等の名称において、「せり科葉菜類」に含まれる作物で莖葉を収穫するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とする。
- 注4) 農薬の適用農作物等の名称において、「しそ科葉菜類」に含まれる作物で、莖葉を収穫するものを対象とする。
- 注5) 発芽後30日程度以内で若い莖葉を収穫するものを対象とする。
- 注6) 新芽を収穫するものを対象とする。